



方言習得における親の母方言の影響

竹村, 亜紀子

(Degree)

博士 (文学)

(Date of Degree)

2010-09-25

(Date of Publication)

2014-08-26

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲5080

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1005080>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏 名	竹村 亜紀子
博士の専攻分野の名称	博士（文学）
学 位 記 番 号	博い第 5080 号
学位授与の 要 件	学位規則第 5 条第 1 項該当
学位授与の 日 付	2010 年 9 月 25 日

【 学位論文題目 】

方言習得における親の母方言の影響

審 査 委 員

主 査	教 授	岸本 秀樹
	教 授	松本 曜
	准教授	山森 良枝
	国立国語研究所教授	窪 蘭 晴夫
	神戸女学院大学文学部准教授	田中 真一

論文内容の要旨

論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)

方言習得における親の母方言の影響

氏 名 : 竹村亜紀子

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程社会動態専攻

指導教員氏名 (主) 岸本 秀樹 教授

(副) 山森 良枝 准教授

(副) 矢田 勉 准教授

博士論文 要旨

これまで言語/方言調査は多数行われてきたが、その調査に協力する「方言話者」に関する研究は数少ない。本論文ではこの「方言話者」に焦点を当て、どのような人を当該方言話者代表として適しているのかということを明らかにすることを試みた。この問題設定の出発点となったのは、同じ方言地域に生まれ育っていても、親の出身地が違う場合、その話者のアクセントがその土地の方言アクセントとは異なるという事実があったからである。さらに、この「親の母方言の影響」が引いては方言話者の選定にも深く関わることを認識し、「親の母方言の影響」がどのようなものなのかを解明することを目指した。

第2章では記述研究の「方法論」の中にある母方言話者の定義について先行研究で言及されていることを整理した。そして「方言話者」の定義の曖昧性や問題点を挙げ、本論文が目指す方向性を示した。続いて方言話者の定義について「育った地域(生育地)の影響説」と「親の方言(母方言)の影響説」を比較した。日本語のみならず英語圏においても親の出身地の違いによる方言習得の研究は行われてきた。しかし、どの研究でも「親の影響」は周縁的に扱われ、むしろ「どのように方言を習得するのか」という「習得の過程」に焦点が当てられてきた点が明らかとなった。さらに方言習得の調査では「語彙的」要素の習得が中心であり、英語であれば単語の発音と母音の習得、日本語であれば語彙アクセントの習得であった。その「語彙的」な要素の習得とともに重要な「規則的」な要素の習得は少なく、筆者が調べた限りでは「規則的」な要素(音韻規則)の習得の研究はPayne(1976)のみであった。また先行研究の方言習得の調査対象者は言語形成期にある子供が中心で、言語形成期を終えた話者が最終的にどのような方言を習得しているのかについてはあまり調べられてこなかった。

本論文では「同じ方言地域に育っているのであれば、親の出身地に関わらず習得した方言に違いは観察されないはずである」という帰無仮説(ゼロ仮説)を立て、もしそこに「違い」が観察されれば「親の出身地の母方言の影響がある」といえるであろうと考えた。そこで本研究では調査対象者を両親の出身地によって4つのグループに分け、このグループ間に方言習得の違いがあるかどうかを調べることにした。

第3章、第4章では「親の出身地の違いによって4グループに分けた話者が、どのような方言習得をし、またどのように異なるのか」という問題を設定し近畿方言および鹿児島方言でアクセント調査を行った。本研究が先行研究と異なる点は「語彙的」要素の習得を「語彙アクセント」の習得と「規則的」な要素の習得を当該方言の「音韻規則」、つまり「複合語のアクセント規則&複合法則の習得」の二つに分けて調査・分析を行っている点である。前者は一つ一つの語彙に備わったアクセントであり、各方言によって語彙アクセントは異なる。規則性がなく、語彙ごとに異なるアクセントの習得をしていくことを考えると効率が悪く非常に負担の大きいものであることは容易に想像ができてしまう。例えば赤ちゃんの言語習得で、一つの規則を覚えるだけで応用範囲が広いものを習得する場合と、一つずつ語彙アクセントを「記憶」して習得する場合を比べると、習得するための労力は後者の方が大きいといえるであろう。本研究では親の出身地によって話者の「語彙アクセント」と「音韻規則」の習得に違いがあるのか、また「語彙アクセント」と「音韻規則」の習得ではどちらが難しいのかということ明らかにすることを研究課題とした。調査方言は近畿方言と鹿児島方言の2つの方言で、両方言とも「音韻規則」を持つ方言である。この2地点での調査結果を比較して「親の出身地の方言(母方言)」

(注) 4, 000字程度(日本語による)。必ずページを付けること。

と「方言習得」に関して何らかの共通性を見出すことを目的とした。

その結果、近畿方言と鹿児島方言で一貫して観察された傾向がある。それは「両親の出身地が当該方言地域以外の出身（グループ4）」の場合、「語彙アクセント」も「音韻規則」も「両親ともに当該方言地域出身（グループ1）」の話者とは統計的に異なることである。これは先に示した前提「同じ方言地域に育っているのであれば、習得した方言に違いは観察されないはずである」という帰無仮説に反する結果である。この結果に基づき「方言習得には親の出身地の母方言の影響がある」ということを間接的に示した。

また親の出身地の条件によって習得した方言にどのような違いあるのかということ調べるため「音韻規則」が達成できなかったものについて誤答分析を行った。この当該方言の「音韻規則」に則っていない「誤答」の中には東京方言と同じものから、当該方言のように聞こえるものもあったが全ての誤答の種類が同じ割合で出現するわけではない。誤答分析で明らかになったのは「当該方言らしく聞こえるけれども、本当の伝統的な当該方言ではない」という間違いが多いということであった。これは「音韻規則」は違反しても、その方言を特徴づける韻律的特徴（核・式）は保持しているということであった。またこのような誤答は親の出身地が他の方言地域であればあるほど増加するという傾向が明らかとなった。つまり、この方言調査に参加した多くの話者は当該方言の韻律的特徴を保持しているので当該方言らしく聞こえるのだが、「音韻規則」というより抽象度の高いものの習得では違いが観察されることが明らかとなった。

このような調査結果および誤答分析を受けて、第5章では論文が考える方言話者の定義を提示した。先行研究の Chambers and Heisler (1999) は「はえぬき度」(RI 値) を導入して当該地域の方言の様子を提示しているのだが、この RI 値では多様な要因が多いためにバラつきが生じる問題、およびその土地固有の方言の変化を捉えることが難しい点を指摘した。さらに方言話者の条件として挙げられる「三世代その土地に居住している話者」の妥当性を検証するため、国立国語研究所（1965）の『共通語化の過程：北海道における親子三代のことば』のデータを再分析した。この再分析から明らかになったのは第1世代と第3世代のアクセントの一致率よりも隣接する2世代間（第1世代と第2世代、あるいは第2世代と第3世代）のアクセントの一致率の方が高いということであった。方言アクセントの伝承という観点からみると、この2世代間での関係が強いことを考慮して親子のみで方言話者を決めることが可能であると考えた。

では親子2世代の間で、親の出身地によって子供の方言習得がどのように異なるのだろうか。この点について本研究が行った近畿方言と鹿児島方言の調査結果を比較して異同を確認した。同じ土地に育っていれば確かにその土地の方言「らしく」聞こえる方言を習得しているかもしれない。しかしながら、それは表面的な部分でありその実態は大きく異なることを本論文では明らかにした。この結果を踏まえて、方言調査におけるバラつきを抑えるための一つの手段として「親の出身地」の統制をとることを提案した。本論文が考える「方言話者」の条件は調査に協力する話者の「両親 / 母親の出身地が当該方言地域」であり、「母親が当該方言地域の出身でない場合は注意してとりかかすべき」であろう。つまり調査協力者の「両親がともに当該当該方言地域以外の出身」の場合はたとえ生まれてからその土地に育っていたとしても、当該方言を代表する「方言話者」とは呼べないということである。この親子2世代間の出身地を把握することで、大都市における方言調査においても汎用性が高く、さらにこの条件に該当する話者も見つけやすいという調査者にとって有利な方言話者の条件を設けるに至った。

これまで方言習得では「親の母方言の影響がある」とされながらも「親の母方言の影響」は周縁的に扱われてきた問題である。本研究の意義はこの問題に焦点を当て、その影響の有無およびその程度を近畿方言と鹿児島方言の2つの方言を調査して明らかにしようとしたことにあると思われる。この「親の母方言の影響」の問題をより大きな視点から見ると家庭内における「方言接触」と捉えることができる。出身地が異なる者同士が「家庭/家族」という小さな社会を形成し、その社会の中で育つ子供達がどのような方言を習得していくのか。さらにその子供が学齢期に入ると家庭という小さな社会を出て、地域の人々が暮らす実社会に入る。そのとき、その子供がどのような方言を選択し習得していくのか。方言習得の背景には様々な要因が関わると思われるが、本研究が扱った「親の出身地の方言」という要因はその一部に過ぎない。今後、方言習得の調査・研究を行う場合には他の要因も考慮し、さらにアクセントだけではなく統語論や形態論からのアプローチも必要であろう。また「方言接触」の研究では地域方言が標準語に取って代わるという「標準語志向」の視点が多いが、体系を異にする方言同士（例えばトーン方言とモーラ方言の接触）が様々なレベルで接触する場合（例えば個人、社会、地理的条件など）、どちらの方言体系にどのような影響が現われるのかという視点も今後は必要になるであろう。日本には数多くの方言がある。今日のように人と人、モノとモノの流動性により方言と方言の接触の形も多種多様であろう。今後はこのような方言接触を多角的に捉えて分析し、方言/言語変化のメカニズムを解明していきたいと考えている。

論文審査の結果の要旨

氏 名	竹村 亜紀子	
論 文 題 目	方言習得における親の母方言の影響	
要 旨		
同じ方言地域に生まれ育った話者でも、親の出身地が違う場合、その話者のアクセントがその土地の方言アクセントとは異なることがある。そのため、方言研究においては、どのような話者が方言話者と呼べるかについて、検討する必要性に迫られることになるが、これまでこのような研究はほとんどなされることがないと言ってもよい。本論文では、言語/方言調査に協力する「方言話者」のうち、どのような話者を代表として考えるのが適切なのかという問題、および、どのような状況において「親の母方言」が方言話者のアクセントの習得に影響を与えるのかという問題に対して一つの答えを提出することを試みている。 まず、第 2 章においては、いくつかの先行研究の方法論で言及されている「母方言話者」の定義について整理している。ここでは、方言話者の定義に関する二つの説である「育った地域（生育地）の影響説」と「親の方言（母方言）の影響説」を比較し、「方言話者」の定義の曖昧性や問題点を指摘している。特に、先行研究に観察される問題点として次のような不備があることを指摘している：（1）「どのように方言を習得するのか」という「習得の過程」に焦点が当てられ、「親の影響」は周縁的に扱われている。（2）方言習得の調査では「語彙的」要素の習得が中心であり、「語彙的」な要素の習得とともに重要な「規則的」な要素の習得に関する研究は少ない。（3）先行研究の方言習得の調査対象者は言語形成期にある子供が中心で、言語形成期を終えた話者が最終的にどのような方言を習得しているのかについてはあまり調べられていない。 本論文で検証することになる仮説は、「同じ方言地域に育っているのであれば、親の出身地に関わらず習得した方言に違いは基本的に観察されないはずであるが、もし方言話者に「違い」が観察されれば「親の出身地の母方言の影響がある」はずである」というものである。第 3 章と第 4 章では、この仮説の妥当性を検証するため、「語彙的」な要素である「語彙アクセント」と「規則的」な要素である「音韻規則（複合語のアクセント規則／複合法則）」の習得の二つについて、具体的に調査・分析を行っている。調査方言は、近畿方言と鹿児島方言で、現地調査の結果を詳細に比較・検討し、「両親の出身地が当該方言地域以外の出身」の方言では、「語彙アクセント」も「音韻規則」も「両親ともに当該方言地域出身」の話者のものとは統計的に異なることを明らかにしている。この結果から、本論文では、音韻規則（「複合語のアクセント規則」と「複合法則」）の習得に関しては、「親の出身地の母方言」の影響が及ぶことになる、という結論を導き出すことになる。		
主 査 記 載 氏 名 ・ 印		岸本 秀樹

さらに、方言習得に対する親の出身地の条件を調べるため、近畿方言と鹿児島方言の誤答分析も行っている。調査された誤答の中には、「音韻規則」に則っていない「誤答」で「当該方言らしく聞こえるが、本当の伝統的な当該方言ではない」もの（東京方言と同じタイプのもの）が多数存在し、これらの誤答の特徴として、「方言における「音韻規則」は違反していても、その方言を特徴づける韻律の特徴（核・式）は保持している」ということがあげられることを論じている。また、このような誤答は親の出身地が他の方言地域であればあるほど増加するという傾向があることも指摘している。

これらの調査結果および誤答分析をもとにして、第 5 章では方言話者をどう捉えるかについての問題に対して、独自の提案を行っている。それは、同じ土地に育っていればその土地の方言「らしく」聞こえる方言を習得しているかもしれないが、それは表面的な部分であり、その実態は大きく異なる場合がある、というものである。そして、そのことから「方言話者」を認定する一つ条件として、「両親 / 母親の出身地が当該方言地域」を設定する必要があることを示し、「母親が当該方言地域の出身でない場合は、当該方言の話者として認定するには問題がある場合がある」という結論を出している。このことにより、調査協力者の「両親がともに当該方言地域以外の出身」の場合は、たとえ生まれてからその土地に育っていたとしても、かならずしも当該方言を代表する「方言話者」とは呼べないという最終的な結論を導き出すことになる。

以上のように、本論文では、これまで方言習得の研究において周縁的にしか扱われてこなかった「親の母方言」が方言習得にどのような影響があるのかという問題に対して、独自の調査に基づき、一つの明示的な答えを提出している点で評価できる。また、方言話者が、同じ方言地域に育っているのであれば、親の出身地に関わらず習得した方言に違いは観察されないということは一般に予測されることではあるが、もしそれに何らかの「違い」が観察されれば、それは「親の出身地の母方言の影響」があるということを、近畿方言と鹿児島方言の 2 つの方言の調査に基づいて明らかにした点において、本研究の学術上の重要な貢献があると評価することができる。

以上の審査結果をもとに、本審査委員会は全員一致で論文提出者・竹村亜紀子が博士(文学)の学位を授与されるに足る資格を有すると判断した。

審査委員

区 分	職 名	氏 名	区 分	職 名	氏 名
主 査	教授	岸本 秀樹	副 査	国立国語研究所・教授	窪 苗 晴夫
副 査	教授	松本 曜	副 査	神戸女学院大学・准教授	田中 真一
副 査	准教授	山森 良枝			